

対象となる更生医療の例（代表例）

区 分	医 療 の 内 容
視覚障害	白内障 → 白内障手術（水晶体摘出術、摘出後の人工レンズ埋め込み術）
	角膜白斑（角膜混濁） → 角膜移植術、光学的虹彩切除術・角膜点墨術
	網膜剥離 → 網膜剥離手術（光凝固術） 瞳孔閉鎖症 → 光学的虹彩切除術、虹彩癒着剥離術
聴覚障害	外耳性難聴 → 外耳道形成術等
	鼓膜穿孔 → 穿孔閉鎖術
	感音性難聴 → 人工内耳等
音声・言語 そしゃく 機能障害	(1)構音障害 外傷性又は手術後に生じた構音障害 → 形成術 口蓋裂・兔唇等による音声・言語機能障害 → 口唇形成術、口蓋形成術
	(2)そしゃく機能障害 唇顎口蓋裂の後遺症によるそしゃく機能障害 → 歯科矯正治療
肢体不自由	麻痺による障害 → 理学療法、作業療法、言語療法
	関節拘縮・関節変形等 → 関節固定術、関節形成術、人工関節置換術、骨切り術、理学療法 自己血貯血*H21.4.1～
	不良切断端 → 義肢装着のための断端形成術、断端延長術
	※急性期におこなわれる医療は更生医療の適用外。 （疾病そのものに対する手術や骨折そのものに対する骨接合術、新鮮外傷による半月板損傷、じん帯断裂、切断、ヘルニア摘出術、神経縫合術、急性化膿性関節炎に対する関節切開や関節内清掃術等）

区分	医療の内容
じん臓機能障害	<p>腎機能全廃 → 人工透析療法、CAPD療法、腎移植術及び腎移植後の免疫抑制療法</p> <p>* 現在長崎県として認めている医療内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人工透析療法 ② シヤント設置やCAPD用-リ設置術 ③ シヤント部分、用-リ部分の感染や閉塞に対する治療 ④ 腎移植術 ⑤ 腎移植後の抗免疫療法 ⑥ 移植腎不適應のための腎摘出術等 ⑦ 透析療法が5年以上経過しているものに対して <ul style="list-style-type: none"> i 手根管症候群に対する手術及びリハビリテーション ii 二次性副甲状腺機能亢進症に対する副甲状腺摘除術 iii 破壊性脊椎関節症に対する手術及びリハビリテーション
心臓機能障害	<p>先天性疾患 → 開心根治術、欠損孔閉鎖術</p> <p>心臓弁膜症 → 弁形成術、弁置換術、直視下交連切開術</p> <p>虚血性心疾患 → 冠動脈バイパス術・PTCA</p> <p>洞不全症候群・房室ブロック → ペースメーカー植え込み術、ペースメーカージェネレーター交換</p> <p>弁置換術後の抗凝固療法</p> <p>※内科的治療のみのものは、適用外です。</p> <p>心臓移植及び移植後の抗免疫療法</p>
小腸機能障害	<p>小腸の大量切除または、小腸の疾病による機能障害 → 中心静脈栄養法</p>
免疫機能障害	<p>抗HIV療法・免疫調整療法 その他HIV感染に対する医療（合併症の予防及び治療など）</p>
肝臓機能障害	<p>肝臓移植及び移植後の抗免疫療法</p>

※ 更生医療の適用期間中において、その適用とされている原疾患や機能障害と関係のない別の疾患にかかった場合、その別の疾患は更生医療の対象とならない。